

ともに考え・学び・行動する 消費生活プラン（京都市消費者教育推進計画）の概要
～未来へつなごう 自然と調和し ころゆたかな京都の暮らし～

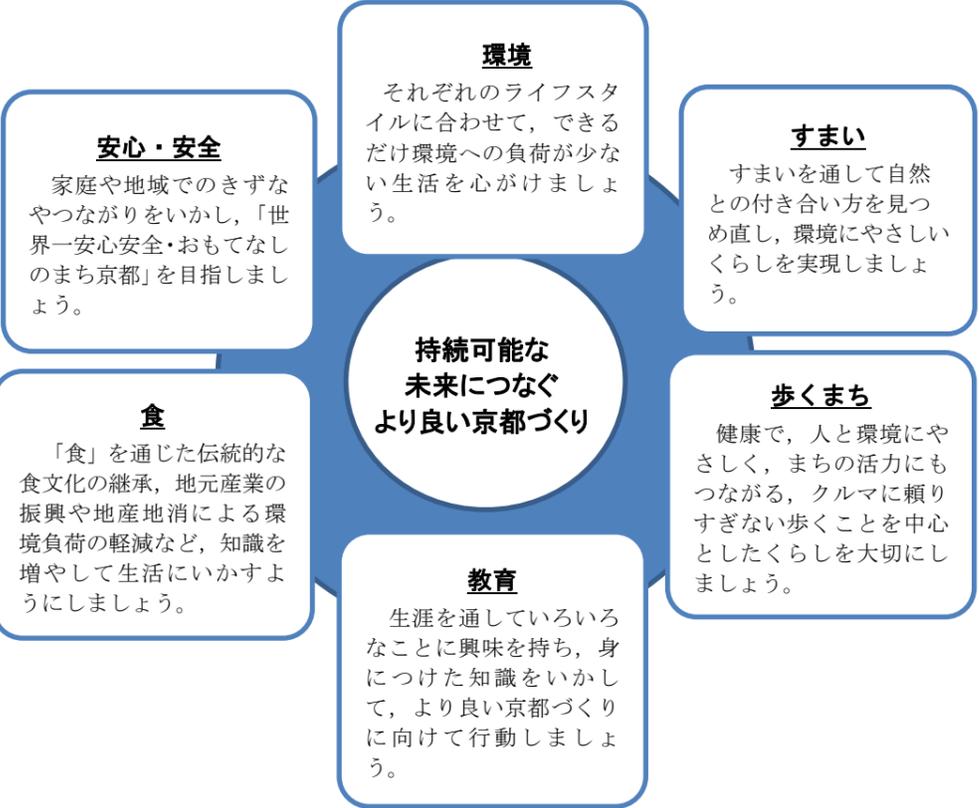
基本的な視点

期待する消費者像
① 自ら体験し、日常生活の中でたくましく生きる実践的な能力を育み、消費者力の向上を目指して行動する消費者
② 子どもや高齢者など見守りが必要な人に目を向け行動する消費者
③ 自分だけでなく周りの人々や次世代のこと、社会・経済・環境に影響することまで思いをはせて行動する消費者

京都市が目指す消費者教育
① 市民が消費生活に関する知識や技能を身につけ、生活にいかすことで、安心・安全で豊かな消費生活を実現する。
② 消費者市民社会の実現を目指して、年齢階層や各々のライフスタイル（生活様式）・特性に応じた方法や場で、多様な担い手と連携し、京都らしさをいかした消費者教育を推進する。

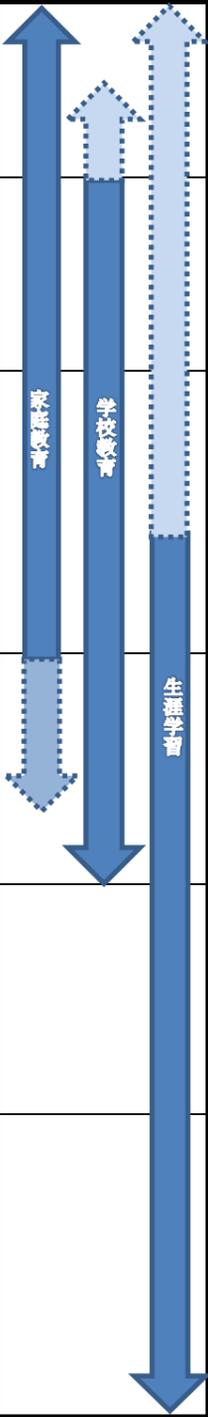
計画のポイント
① 一生涯を通じて、身近な場で消費者教育を推進する。
② 地域の実情に応じて消費者教育の担い手等と連携を図り、取組を推進する。
③ 消費生活における問題点や課題を把握し、状況に応じて必要な取組を進める。
④ 既に行っている環境、安心・安全、食、すまい、歩くまち、教育など京都ならではの特色もいかしたさまざまな活動を消費者教育の視点でとらえ、体系化を進める。

京都市の特徴をいかした消費生活の取組



ライフステージ（年齢階層）に応じた体系的な消費者教育

年齢階層	取組方針	
幼児期	○保護者と一緒に学べる取組の実施 ○「育てる側」に必要な情報の提供 ○不慮の事故防止のための迅速な注意喚起	
小学生期	○学校での学びに役立つツールの作成 ○学校以外で保護者と一緒に学べる場の提供 ○保護者への消費生活情報の提供やトラブル防止の働きかけ	
中学生期 高校生期	○学校における消費者教育の一層の充実 ○学校への積極的な情報提供 ○学校以外の場での学びの機会の提供 ○消費者トラブルの回避だけでなく加害者にならないための知識や情報の提供 ○消費者トラブル防止のための情報機器についての正しい知識と危険性等の情報の提供	
成人	大学生 専門学校生	○契約者としての責任を自覚するための注意喚起 ○大学等を通じた積極的な情報提供 ○大学での消費者講座の講義内容の充実 ○情報発信の手段の工夫
	一般	○社会人、保護者、見守りの担い手などさまざまな立場として必要な情報の提供 ○消費生活に関する幅広い知識の提供 ○ライフスタイル（生活様式）に配慮したさまざまな手段による情報提供
	高齢者	○関係部局と連携した消費生活情報の効果的な方法による提供 ○地域での見守り活動の支援 ○高齢者が関心を持ち、見守りを行う方が伝えやすいかたちでの消費生活情報の提供 ○消費者トラブル防止のための情報機器についての正しい知識と危険性等の情報の提供



担い手と連携して行う実践的な消費者教育

保護者には・・・
○お金の管理・環境・食などに関する子どもの教育に必要な支援の実施
○子どもを不慮の事故から守るための製品等の安全に関する最新情報の発信
○PTA活動の中で学習機会を提供できるようにするための働きかけ

教職員には・・・
○学習指導要領で実施する体系的な消費者教育の授業に役立つ情報や教材の提供及び研修の充実
○大学の教職員に対する消費者トラブル防止のための情報提供や講座実施の働きかけ

高齢者・幼い子ども・障害のある方等の見守りを行う方々には・・・
○消費生活総合センターの消費生活に関する学びの拠点としての積極的な周知
○他の担い手と連携した消費生活講座の実施による必要な知識の積極的な提供
○学習機会提供のための出前講座の積極的な実施

消費者団体には・・・
○消費生活講座の共催などの活動の支援
○活動の場の提供
○定期的な情報交換の実施

事業者・事業者団体には・・・
○定期的な情報交換の実施
○各種イベント・講座等での積極的な連携
○事業者の社会的責任に関する啓発講座の実施

行政は・・・
○消費生活総合センターがコーディネーターとなつての関係者間での連携・協働による取組の推進
○消費生活総合センターが消費者教育の活動拠点としての消費者教育推進の中核的な役割の遂行

配慮を必要とする方々への消費者教育

障害のある方
○障害のある方の消費者トラブルの把握
○障害の特性に応じた配慮
●視覚障害
●聴覚障害
●知的障害・精神障害
○本人・家族に対する情報提供・啓発

外国人
○「大学のまち・学生のまち」京都で学ぶ留学生や観光客など、京都での暮らしや滞在に役立つ情報の提供
○留学生等への消費者トラブル防止のための情報の提供
○おもてなしの心につながる安心・安全な環境の整備

○計画の位置付け
●「京都市消費生活基本計画（第2次計画）」の基本方針3「消費者の自立支援」及び基本方針4「京都から始める未来へつなぐ消費生活」の取組をより具体的に推進するための行動計画（下位計画）
●消費者教育を実践的に進める軸となる計画
○計画期間
平成27（2015）年度から平成31（2019）年度までの5年間